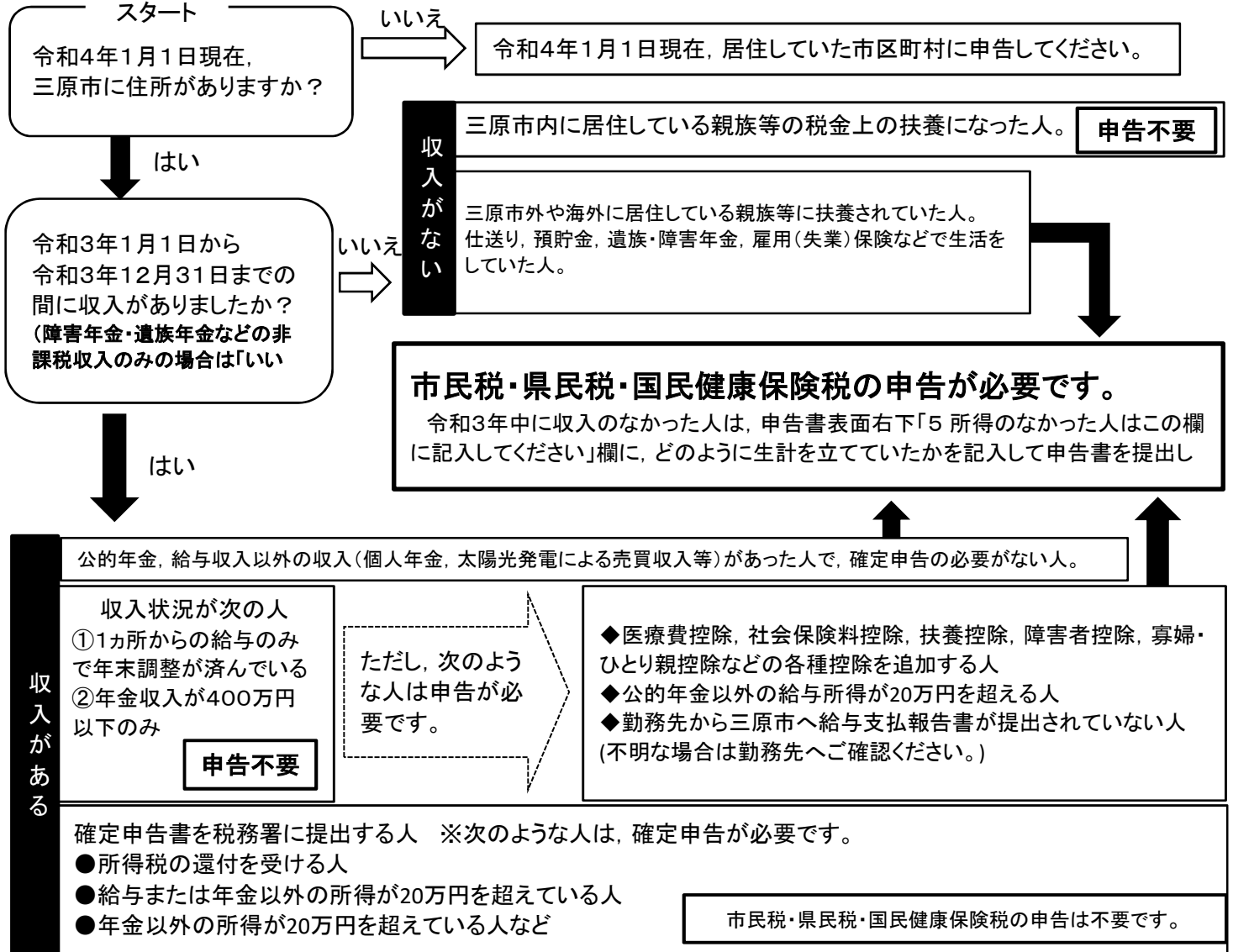


令和4年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告の手引き

申告期限は令和4年3月15日(火)です。

●申告が必要かどうかの目安にしてください。



申告書の提出について

- ◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送での申告にご協力ください。
所得や控除等の証明書類、本人確認書類は写し(コピー)を添付してください。
郵送した資料の返送を希望される場合は、その旨を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆ご自身で申告書の記入が難しい場合は、申告相談会場へお越しください。
申告書・証明書類(原本)等をお持ちください。
- ◆收支内訳書と医療費の明細書は、ご自分で作成してください。
営業・農業・不動産所得のある人は、收支内訳書を記入のうえ添付してください。
医療費の明細書は、ご自分で作成してください。(領収書等は、ご自身で保管してください。郵送の必要はありません。)

【所得・控除を証明する書類の例】
源泉徴収票、生命保険等の控除証明書、社会保険料等の支払額がわかるもの、医療費控除の明細書、障害者手帳など

送付先・問合せ先
三原市役所 市民税課
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
☎0848-67-6031

営業・農業・不動産所得
 収支内訳書が必要です。前年中に開業されたなどの理由により、収支内訳書・手引きをお持ちでない人は、市民税係へご連絡ください。

配当所得 <株式や出資の配当など>
 収入金額を「オ」に、所得金額を「⑤」に記入してください。
 ※上場株式等に係る配当は、総合課税、申告分離課税又は申告不要のいずれかを選択できます。

給与所得 <給与・賃金・俸給・賞与など>
 収入金額を「カ」に、所得金額を「⑥」に記入してください。

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	広島県三原市港町三丁目5番1号	氏名	ミハラ イチロウ
種別	カ	支払金額	6,020,345 円
給与・賞与		給与所得控除後の金額	4,376,000 円
		所得控除の合計額	3,110,760 円
		源泉徴収税額	64,500 円

給与を受け取った勤務先が1カ所のみで、年末調整をされた場合は源泉徴収票に記載されている金額を記入してください。

※勤務先が2カ所以上あった場合は、収入金額の合計を「カ」に記入し、収入金額の合計を当てはめ給与所得を計算し、「⑥」に記入してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
	550,999円まで	0円
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)
1,800,000円	3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
	8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

雑所得(公的年金等) <厚生年金・国民年金など>
 収入金額を「キ」に、所得金額を「⑦」に記入してください。年金の収入金額を下表の(A)に当てはめ、年金所得の計算をし、「⑦」に記入してください。

※ 遺族年金・障害年金等は非課税所得です。右の「非課税所得」をご覧ください。

受給者の年齢	公的年金等の収入	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上の人(S32.1.1以前)	3,300,000円まで	-110 万
	3,300,000円から4,100,000円まで	× 75 % - 27 万 5 千
	4,100,000円から7,700,000円まで	× 85 % - 68 万 5 千
	7,700,000円から10,000,000円まで	× 95 % - 145 万 5 千
	10,000,000円から	-195 万 5 千
65歳未満の人(S32.1.2以後)	1,300,000円まで	-60 万
	1,300,000円から4,100,000円まで	× 75 % - 27 万 5 千
	4,100,000円から7,700,000円まで	× 85 % - 68 万 5 千
	7,700,000円から10,000,000円まで	× 95 % - 145 万 5 千
	10,000,000円から	-195 万 5 千

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は市民税係までお問い合わせください。

収入・所得の記入例【表面】

申告書及びこの手引きにおける前年中とは、令和3年中のことを指します。

現住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号、個人番号をもちろなく記入してください。

令和4年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

宛名番号

フリガナ ミハラ イチロウ 生年月日 明・大(昭)平・令 35 年 1 月 1 日

氏名 三原 市郎 職業 電話番号 0848-67-0000

住所 三原市 港町三丁目5番1号 個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

3 所得から差し引かれる金額について

13 社会保険料控除	源泉徴収票のとおり	498,260
	国民年金	198,090
	合計	696,350
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	58,000
	旧生命保険料の計	120,000
	新個人年金保険料の計	90,000
	旧個人年金保険料の計	
16 地震保険料控除	地震保険料の計	8,000
	旧長期損害保険料の計	97,000
17~19 寡婦・ひとり親控除	寡婦(寡夫)控除	
	死別 生死不明	
	ひとり親控除	
20 障害者控除	フリガナ ミハラ ジロウ 障害の程度 身体1 級度	
	氏名 三原 次郎	
	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
21~22 配偶者控除	フリガナ ミハラ イチ子 生年月日 明・大(昭)平・令 37・11・1	
	氏名 三原 市子 配偶者の合計所得金額 120,000 円	
	個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
23 扶養控除	フリガナ ミハラ イチ太郎 生年月日 明・大(昭)平・令 15・3・30 同居(別居) 続柄 父	
	氏名 三原 市太郎	
	個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	控除額 38 万円
	フリガナ ミハラ イチジロウ 生年月日 明・大(昭)平・令 60・4・4 同居(別居) 続柄 子	
	氏名 三原 市次郎	
	個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	控除額 33 万円
	フリガナ 生年月日 同居(別居) 続柄	
	氏名 同居(別居) 続柄	
	個人番号 同居(別居) 続柄	
	氏名 同居(別居) 続柄	
	個人番号 同居(別居) 続柄	

収入金額	雑所得	所得	所得から差し引かれる金額
1 営業等	2 雑所得	3 所得	4 所得から差し引かれる金額
業 業 等	業 業 等	業 業 等	業 業 等
農 業	農 業	農 業	農 業
550,000	550,000	550,000	550,000
不動産	不動産	不動産	不動産
120,000	120,000	120,000	120,000
利子	利子	利子	利子
200,000	200,000	200,000	200,000
配当	配当	配当	配当
6,020,345	6,020,345	6,020,345	6,020,345
公的年金等	公的年金等	公的年金等	公的年金等
720,000	720,000	720,000	720,000
業務	業務	業務	業務
180,000	180,000	180,000	180,000
その他	その他	その他	その他
200,000	200,000	200,000	200,000
一時	一時	一時	一時
200,000	200,000	200,000	200,000
総合譲渡	総合譲渡	総合譲渡	総合譲渡
公的年金等	公的年金等	公的年金等	公的年金等
120,000	120,000	120,000	120,000
業務	業務	業務	業務
60,000	60,000	60,000	60,000
合計(7)+(8)+(9)	合計(7)+(8)+(9)	合計(7)+(8)+(9)	合計(7)+(8)+(9)
180,000	180,000	180,000	180,000
総合譲渡・一時	総合譲渡・一時	総合譲渡・一時	総合譲渡・一時
100,000	100,000	100,000	100,000
合計	合計	合計	合計
4,576,000	4,576,000	4,576,000	4,576,000

16 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	雑損控除の金額
27 医療費控除	特別	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額
	250,000	0	0

※別居の扶養親族等がある場合には、裏面の13に氏名、個人番号及び住所を記入してください。
 ※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

13 社会保険料控除	696,350
14 小規模企業共済等掛金控除	
15 生命保険料控除	70,000
16 地震保険料控除	14,000
17~19 寡婦・ひとり親控除	
20 障害者控除	530,000
21~22 配偶者(特別)控除	330,000
23 扶養控除	710,000
24 基礎控除	430,000
25 ⑬から⑳までの計	2,780,350
26 雑損控除	
27 医療費控除	150,000
28 合計	2,930,350

5 所得のなかった人はこの欄に記入してください

扶養していた人の氏名、住所、続柄

非課税所得のみ
 遺族年金 障害年金 雇用保険
 扶助料 児童扶養手当
 その他

仕送りを受けていた人の氏名、住所、続柄

その他
 生活状況を記入してください
 父の〇〇の扶養
 預貯金で生活

所得から差し引かれる金額(控除欄)については裏面をご覧ください。

雑所得(その他) <個人年金など>
 収入金額を「ケ」に、収入金額から必要経費を引いた金額を「⑨」に記入してください。

【年金額等】支払内容お知らせ

三原 市郎 様

■支払内容(令和3年分)

内訳	支払金額	ケ	¥180,000
	年金額		¥180,000
	(未払年金額)		¥0
	契約者配当金額		¥0
差引額	源泉徴収税額(※)		¥0
	(復興特別所得税額)		¥0

■既払込内容

必要経費	¥120,000
〇〇生命保険	

※個人年金の必要経費は、保険料の掛金です。
 ※裏面の「9」に内訳を記入してください。

●保険会社等の個人年金について、契約者と受取人が同じ人で、受取額から必要経費を引いた額がプラスの場合は申告が必要です。保険料や病院にかかるときの自己負担割合等に影響する場合があります。確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

一時所得 <保険の満期・解約等による払戻金など>
 (収入金額) - (収入を得るために支出した金額) - [特別控除(最高50万円)] = 《一時所得「シ」》
 《一時所得「シ」》 × 1/2 = 総所得金額に算入する金額「⑪」(端数切捨て)

※裏面「10」に内訳を記入してください。
 ※総合譲渡所得と一時所得の両方がある場合、「⑪」にその合計額を記入してください。

所得金額調整控除
<給与所得と公的年金所得の両方を有する場合の所得金額調整控除>
 給与所得と年金所得の両方に金額があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得は次の控除額を差し引いて、「⑥」に記入してください。
 (給与所得と10万円との少ない金額) + (公的年金所得と10万円との少ない金額) - 10万円 = 控除額

※ 給与収入が850万円を超える場合の<子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除>については、市民税係までお問い合わせください。

● 収入のなかった人、非課税所得のみの人

非課税所得 <遺族・障害年金、雇用保険、扶助料など>
 遺族年金・障害年金などは非課税所得となるため、所得の計算には含めません。申告書表面右下の「5 所得のなかった人はこの欄に記入してください」の「その他」の欄に、以下の記入例のように内訳と金額を記入してください。

※なるべく郵送での申告をお願いします。
申告書の書き方(例)

生活状況を記入してください

父の〇〇の扶養
 預貯金で生活
 遺族年金〇〇円受給

非課税所得がある場合は「その内訳」を、前年中収入がなかった場合は「どのように生計を立てていたか」を記入してください。

※分離短期・長期譲渡所得、総合譲渡所得、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、先物取引所得、山林所得、退職所得のある人は、市民税係までお問い合わせください。

控除の記入例 【表面】

3 所得から差し引かれる金額について

社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	源泉徴収票のとおり		498,260	
	国民年金		198,090	
合計		696,350		
生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	円		円	
	58,000			
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
120,000		円		
介護医療保険料の計				
90,000		円		
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	8,000		97,000	
障害者控除 (特別障害者に該当する人は氏名を○で囲んでください)	フリガナ	ミハラ ジロウ	障害の程度	身体1
	氏名	三原 次郎		級度
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	フリガナ	ミハラ イチコ	障害の程度	級度
氏名	三原 市子			
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	ミハラ イチコ	生年月日	明大(大)平(令) 37.11.1
	氏名	三原 市子	配偶者の合計所得金額	120,000
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	フリガナ	ミハラ イチタロウ	生年月日	明大(大)平(令) 15.3.30
氏名	三原 市太郎	同居(別居)	続柄	
個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	控除額	38	
フリガナ	ミハラ イチジロウ	生年月日	明大(大)平(令) 60.4.4	
氏名	三原 市次郎	同居(別居)	続柄	
雑損控除	損害の原因		損害年月日	
	損害金額		損害を受けた資産の種類	
	円		円	
医療費控除	特例	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	
	<input type="checkbox"/>	250,000	円	

書類添付

↑このマークがついている控除は、証明する書類の添付が必要になります

生命保険料控除 ※1円未満の端数切り上げ。 書類添付

前年中にあなたが支払った生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料がある場合の控除です。下の計算欄を使用し、計算してください。

★ 生命保険料控除の計算欄
《一般生命・個人年金保険》

旧制度：H23年末までに契約したもの
新制度：H24年以降に契約したもの

区分	年間支払額	控除額
旧制度	～ 15,000円	年間支払額の全額
	15,001円～40,000円	年間支払額 × 1/2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	年間支払額 × 1/4 + 17,500円
	70,001円～	35,000円(一律)
新制度	～ 12,000円	年間支払額の全額
	12,001円～32,000円	年間支払額 × 1/2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	年間支払額 × 1/4 + 14,000円
	56,001円～	28,000円(一律)

《介護医療保険》

新制度	～ 12,000円	年間支払額の全額
	12,001円～32,000円	年間支払額 × 1/2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	年間支払額 × 1/4 + 14,000円
	56,001円～	28,000円(一律)

※ 一般保険分 + 個人年金分 + 介護医療保険分 = 7万円が限度額

地震保険料控除 ※1円未満の端数切り上げ。 書類添付

前年中にあなたが支払った一定の地震保険料や掛金がある場合の控除です。また、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)は、地震保険料控除の対象になります。

★ 地震保険料控除の計算欄

同一契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方があるときは、いずれか一方のみ適

	年間支払額	控除額
地震保険料	～ 50,000円	年間支払額 × 1/2
	50,001円～	25,000円(一律)
旧長期損害保険料	～ 5,000円	年間支払額の全額
	5,001円～15,000円	年間支払額 × 1/2 + 2,500円
	15,001円～	10,000円(一律)

※ 地震保険料控除 + 旧長期損害保険料控除 = 2万5000円が限度額

寡婦控除・ひとり親控除／ 勤労学生控除

●寡婦控除・ひとり親控除
(※12月31日時点で結婚していないこともしくは事実婚の状態にないこと)
次の表に該当する場合に受けられる控除です。寡婦控除は事由を必ずチェックしてください。

名称	性別	控除額	所得要件	事由	扶養親族の有無
寡婦控除	女性	26万円	500万円以下	死別	問わない
				離別	扶養がいる
ひとり親控除	問わない	30万円		問わない	生計を一にする子がいる(所得48万円以下)

●勤労学生控除
学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除の対象となります。《控除額》26万円

障害者控除 ※区分・等級を手帳などで確認することがあります

本人や同一生計配偶者、扶養親族で身体障害者手帳(1・2級は特別障害者)や精神障害者保健福祉手帳(1級は特別障害者)、戦傷病者手帳(第3項症までは特別障害者)、療育手帳(A・Aは特別障害者)の交付を受けている人及び同程度の障害を有するとの認定を市町村から受けた人が控除の対象となります。対象となる障害者の氏名等を記入してください。

控除	障害者	26万円	※ 特別障害者に該当する人と同居されている場合には、同居特別障害者の控除を受けられます。 ※ 16歳未満の扶養親族も障害者控除の対象となります。
控除	特別障害者	30万円	
控除	同居特別障害者	53万円	

基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

社会保険料控除 書類添付

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した社会保険料がある場合の控除です。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、給与等から差し引かれた社会保険料(本人のものに限る)などが対象となりますので、該当する欄へ種類別に支払額を記入してください。

《控除額》 対象となる社会保険料の支払額の全額

小規模企業共済等掛金控除 書類添付

前年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金等がある場合の控除です。

《控除額》 対象となる小規模企業共済掛金の支払額の全額

配偶者控除／配偶者特別控除／同一生計配偶者

あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には「配偶者控除」を、48万円を超え133万円以下である場合は「配偶者特別控除」を受けられます。配偶者の氏名や所得金額等を記入してください。(他の人の扶養親族又は事業専従者に該当する人は除きます。)

※あなたの合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。生計を一にする配偶者の合計所得が48万円以下の場合には、「同一生計配偶者」となります。その場合、配偶者が障害者であれば障害者控除の対象となりますので、申告書表面①～②欄の同一生計配偶者欄にチェックしてください。

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般	33万円	22万円
		老人(70歳以上)～S27.1.1	38万円	26万円
配偶者特別控除	48万円超	95万円以下	33万円	22万円
		95万円超100万円以下	33万円	22万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円
130万円超	130万円以下	3万円	2万円	
			2万円	1万円

扶養控除

あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合に受けられる控除です。(他の人の扶養親族又は事業専従者に該当する人は除きます。)

※16歳未満の年少扶養親族もご記入ください。市民税・県民税の非課税判定等の対象となります。※別居の場合は、裏面の「13別居の扶養親族等に関する事項」もご記入ください。

控除の種類	控除額	年齢要件等
一般扶養	33万円	16歳以上19歳未満：平成15年1月2日～平成18年1月1日生
		23歳以上70歳未満：昭和27年1月2日～平成11年1月1日生
特定扶養	45万円	19歳以上23歳未満：平成11年1月2日～平成15年1月1日生
老人扶養	38万円	70歳以上：昭和27年1月1日以前生
同居老親	45万円	70歳以上かつ同居を常況とする直系尊属(親・祖父母等)
年少扶養	0円	16歳未満：平成18年1月2日～令和3年12月31日生

雑損控除 書類添付

前年中に災害や盗難などにより損失を受けた場合の控除です。《控除額》※次のうちどちらが多い方

- ①(損失額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の合計額の10%
- ②(差引損失額のうち災害関連支出)－5万円

医療費控除 書類添付

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合の控除です。医療費控除の明細書を作成してください。

従来の医療費控除(控除額：最高200万円)とセルフメディケーション税制(控除額：最高8万8千円)の選択制となります。

※控除額は、医療費控除の明細書「3 控除額の計算」をご参照ください。
※セルフメディケーション税制を選択する場合は、申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除の特例口に「1」もしくは「✓」と記入してください。

収入・所得の記入例【裏面】

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は、記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					6,020,345
勤務先名					〇〇株式会社
勤務先住所					広島県三原市〇〇1-1
電話番号					0848-00-1111

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業	農協	550,000 円	630,000 円	
不動産	〇〇 〇〇他1名	120,000	20,000	

事業・不動産所得のある人
こちらの記入と合わせて、収支内訳書も作成してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

個人年金などの雑所得のある人
収入金額を表面の「ケ」に、そこから必要経費を引いた金額を「⑨」に記入。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命保険	180,000 円	120,000 円

保険の満期などの一時所得がある人
イ、ロ、ハの金額をそれぞれ表面の「コ」「サ」「シ」に、二の金額を⑩に記入。

10 総合譲渡所得・一時所得に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額				所得金額 (差引金額－特別控除額)
		円	円	円	円	
一時	長期	1,700,000	1,000,000	700,000	500,000	200,000
		合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]				100,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	専従者給与(控除額)
氏名		明・大 昭・平・令	
個人番号		従事月数	
フリガナ		生年月日	専従者給与(控除額)
氏名		明・大 昭・平・令	
個人番号		従事月数	

所得税における青色申告の承認の有無 承認あり承認なし 合計額

12 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日

13 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	ミハラ イチタロウ	個人番号	住所
氏名	三原 市太郎	313131313131313131313131	広島県広島市〇〇区〇〇町1-1
フリガナ		個人番号	住所
氏名			
フリガナ			
氏名			

別居の扶養親族等がある人
扶養親族と同居していない場合は、こちらに住所・氏名・マイナンバーを記入。

14 配当割額又は株式等

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする入してください。

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与から差引き(特別徴収)	自分で納付(普通徴収)
円	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

15 寄附金に関する事項

	寄附金額	寄附先の名称・住所
都道府県、市区町村分	円	
住所地の共同募金会 日赤支部		
条例指定分		広島県 三原市

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
「条例指定分」の「広島県」、「三原市」の各欄には、広島県、三原市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

17 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択(所得税と異なる課税方式を選択する場合)

申告不要制度を選択 配当所得と株式譲渡所得両方

寄附金税額控除について

前年中に、都道府県・市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、その他条例で指定している団体に対し、ご自身が寄附をした場合に控除の対象となります。
◎寄附先と金額の分かる証明書の写しを添付してください。

18 所得金額調整控除に関する項目

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
氏名		明・大 昭・平・令			
個人番号					